

技術名称：アスベスト成形管除去処理技術  
「W・J・ビベリアン除去工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社アイ・エヌ・ジー  
代表取締役 木村 ミゲオ  
千葉県野田市中野台鹿島町 11 番地 26

1.2 技術の名称

アスベスト成形管除去処理技術  
「W・J・ビベリアン除去工法」

1.3 技術の概要

本技術は、既存建築物に浴室の排気管として垂直方向に埋設されたアスベスト成形管材を超高圧洗浄機械とバキューム車を用いて、アスベスト粉じんの飛散防止に十分配慮し、かつ、関連法令に則って除去する技術である。

既存建築物の各階毎に単独で埋設されているアスベスト成形管材（75φ、100φ）の上端部（屋上）より、超高圧噴射ノズルヘッドを下端部（浴室）まで挿入し、超高圧水を回転噴射させながら上端部方向に引き上げ連続的に破碎し、同時に下端部より、破碎されたアスベスト成形管材をバキューム吸引用ホースにより吸引除去する。バキューム車タンク内の破碎されたアスベスト成形管材は、コンクリート固化し産業廃棄物として専門処理業者により処理し、汚水は濾過フィルターを通して放流する。

2. 開発の趣旨

既存建築物に施工されたアスベスト成形管材を除去するにあたり、アスベスト粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、除去箇所及び作業箇所に於ける空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を防止する。
- (2) 除去工事終了後に、除去箇所に於ける空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) アスベスト除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及びアスベスト粉じん濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料

## 5. 審査証明の前提

提出された資料には事実に反する記載がないものとする。

## 6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。

## 7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、除去箇所及び作業箇所に於ける空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を防止することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、除去箇所に於ける空気1リットル中のアスベスト繊維の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できるものと判断される。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保できるものと判断される。

## 8. 留意事項及び付言

作業員・管理者等に対して、アスベストに関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。